

足利市木造住宅耐震診断士派遣実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、足利市建築物耐震改修促進計画を推進するため、足利市が住宅に対し実施する耐震診断士派遣事業に必要な事項を定め、地震に対する住宅の安全性に関する意識の啓発、耐震診断に関する知識の普及及び耐震改修の実施の促進を図り、もって地震に強いまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、それぞれ各号の定めるところによる。

(1) 耐震診断 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）別添1の建築物の耐震診断の指針に基づいて行う耐震診断又は同ただし書きの規定に基づき、国土交通大臣が指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認める方法によって行う耐震診断をいう。

(2) 耐震診断士 国土交通大臣登録木造耐震診断資格者講習又はこれと同等と市長が認めるものを受講し、受講修了書の交付を受けた建築士をいう。

(対象住宅)

第3条 対象となる住宅は、市内にある住宅で次の各号に掲げる要件をすべて満たす住宅（以下「対象住宅」という。）とする。

(1) 昭和56年5月31日以前に着工された木造二階建て以下の一戸建て住宅（店舗等の用途を兼ねる住宅のうち店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものを含む。）ただし、昭和56年6月1日以降に増築工事に着工し、増築部分の延べ床面積が、増築後の延べ床面積の2分の1未満のものは対象とする。

(2) 在来軸組構法、伝統的構法及び枠組壁工法により建築されたもの。

(3) 賃貸を目的としないもの。

(4) 所有者又は当該所有者の2親等以内の親族が居住していること

(業務)

第4条 市長は、対象住宅に耐震診断士を派遣し、耐震診断を実施する。

2 前項の耐震診断士の派遣及び耐震診断に係る費用については足利市の負担とし、予算の範囲内で実施する。

3 市長は、第1項に規定する耐震診断を市長が適当と認める団体（以下「業務委託先」という。）に委託することができる。

(申込)

第5条 耐震診断士の派遣を希望する者は耐震診断士派遣申込書（様式第1号）により市長に申し込みしなければならない。

2 前項の耐震診断士の派遣を申し込むことができる者（以下「申込者」という。）は、市内に住所を有する者で次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 対象住宅を所有（共有を含む。）する個人、又は所有者の2親等以内の親族であること

(2) 本要綱による耐震診断を初めて受ける者であること

(3) 足利市木造住宅耐震診断補助金交付要綱による補助を受けていない者であること

(4) 国税、県税又は市税を滞納していないこと（申請者、所有者及び居住者）

(耐震診断士の派遣の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申し込みが適正であると認めたときは、耐震診断士派遣決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するとともに、耐震診断士派遣依頼書（様式第3号）により業務委託先に耐震診断士の派遣を依頼する。

2 市長は、前条の規定による申し込みが適正でないと認めるときは、耐震診断士を派遣しない旨の通知（様式第4号）により、申込者に通知しなければならない。

（派遣の取り消し）

第7条 市長は、正当な理由があると認める場合は、耐震診断士の派遣を取り消すことができる。

2 市長は、前項の決定をしたときは、耐震診断士派遣取消通知書（様式第5号）により申込者に通知しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により耐震診断士の派遣を取り消した場合において、当該取り消しに係る診断をすでに実施しているときは、申込者に対し、期限を定めて、申込者に対してその診断にかかる費用の賠償を請求することができる。

4 申込者は、前項の規定により診断にかかる費用の賠償を命ぜられたときは、前項の通知書に記載のある期限内に賠償費用を支払わなければならない。

（結果報告）

第8条 耐震診断士は、第4条第1項の業務を完了したときは、耐震診断実施結果報告書（様式第6号）により申込者に報告しなければならない。

2 申込者は、前項の報告を受けたときは、14日以内に耐震診断士派遣完了報告書（様式7号）により市長に報告しなければならない。

（申込者に対する助言）

第9条 市長は、申込者に対して、建築物の地震に対する安全性の向上が図られるよう、必要な助言をすることができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、耐震診断士の派遣に必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条第 1 項関係）

年 月 日

足利市長 あて

申込者 住所
氏名

耐震診断士派遣申込書

足利市木造住宅耐震診断士派遣実施要綱に基づく耐震診断士の派遣を受けたいので、下記のとおり申し込みします。

なお、本申込書の個人情報については、派遣する耐震診断士及び派遣する日時を調整するため、足利市長が必要と認めるものに提供することに同意します。

記

1. 対象建築物に関する事項 (判る範囲で記入願います)	住宅の所有者	
	住宅の種類	<input type="checkbox"/> 一戸建住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 住宅以外の用途 (<input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他_____)
	住宅建築年月日	年 月 日 (建築確認 年 月 日)
	住宅の増改築	<input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り (増改築年月日 年 月 日)
	住宅の規模	地上 階・地下 階
	面積	1階 _____ m ² 2階 _____ m ² 合計 _____ m ² (住宅部分の面積 _____ m ²)
	住宅図面の有無	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し
2. 派遣に関する事項	派遣先の所在地	足利市
	連絡先 (※)	氏 名 電話番号 メールアドレス

派遣可否の審査に当たり、市税の納付状況及び家屋の所有状況等について調査をすることに同意します。

国税、県税について、未納の税がないことを申告します。

耐震診断結果の報告をうけたときは、14 日以内に耐震診断士派遣完了報告書(別記様式 7 号)を提出することを誓約します。

(添付書類)

- 1) 建築時期がわかる書類 (登記事項証明書等又は固定資産家屋評価証明書)
- 2) 派遣先の所在地がわかる案内図(縮尺 1/1,500 程度)
- 3) 建物面積、構造及び階数等の概要が確認できる書類
- 4) 建物平面図及び仕上げ表 (対象建築物の図面がある場合に限る)
- 5) 所有者と申請者の関係が確認できる書類 (所有者と申請者が異なる場合)
- 6) その他市長が必要と認める書類

※ 派遣希望日時等に関する調整のため必要となりますので、通常連絡が取れる電話番号等を記入願います。

第 号
年 月 日

様

足利市長 印

耐震診断士派遣決定通知書

年 月 日付け、足利市木造住宅耐震診断士派遣実施要綱第5条第1項に基づき申込を受けた、耐震診断士の派遣について下記のとおり決定しましたので、同要綱第6条第1項に基づき通知します。

記

以下のとおり耐震診断士を派遣いたします。

耐震診断業務の委託先	
派遣する耐震診断士の所属、氏名	(所属) (氏名)

なお、耐震診断の実施日時については、上記耐震診断士から申込者様へ連絡がありますので、日程調整をお願いいたします。

様式第3号（第6条第1項関係）

第 号
年 月 日

様

足利市長 印

耐震診断士派遣依頼書

足利市木造住宅耐震診断士派遣実施要綱第6条第1項に基づき別添により耐震診断士の派遣を願います。

（別添書類）

- 1) 耐震診断士派遣依頼一覧表
- 2) 耐震診断士派遣申込書及び添付書類（案内図等）の写し

第 号
年 月 日

様

足利市長 印

耐震診断士を派遣しない旨の通知書

年 月 日付け、足利市木造住宅耐震診断士派遣実施要綱第 5 条第 1 項に基づき申込を受けた、耐震診断士の派遣について下記理由により派遣しないことを決定しましたので同要綱第 6 条第 2 項に基づき通知します。

記

- 1 申請建築物
申請者：
申請建築物所在地：
- 2 耐震診断士を派遣しない理由
理 由：

第 号
年 月 日

様

足利市長 印

耐震診断士派遣取消通知書

年 月 日付け、足利市木造住宅耐震診断士派遣実施要綱第6条第1項に基づき決定をした、耐震診断士の派遣について下記により派遣を取り消しましたので、同要綱第7条第2項に基づき通知します。

また、既に耐震診断が実施されている場合は、賠償を命じます。

記

- 1 申請建築物
申請者：
申請建築物所在地：
- 2 耐震診断士派遣決定通知
通知日：
通知番号：
- 3 耐震診断士の派遣を取り消す理由
理 由：
- 4 賠償額
- 5 賠償額支払期限 年 月 日
- 6 振込先

様

（耐震診断士）氏名

耐震診断実施結果報告書

足利市木造住宅耐震診断士派遣実施要綱第4条第1項に基づき耐震診断を実施した結果が建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第5条第3項第1号に規定する耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準（平成18年国土交通省告示第185号）に

適合している
適合していない

 と判断されますので報告します。

記

1 建築物の所在地	
2 構造.階数.延べ床面積	構造 階数 延べ床面積
3 現地調査日	年 月 日
4 診断方法	
5 実施結果	上部構造評点の最小値（ ） 1.5以上： 倒壊しない 1.0～1.5未満：一応倒壊しない 0.7～1.0未満：倒壊する可能性がある 0.7未満： 倒壊する可能性が高い

様式第7号（第8条第2項関係）

年 月 日

足利市長 様

（申込者）氏名

耐震診断士派遣完了報告書

耐震診断士を派遣した結果は下記のとおりですので足利市木造住宅耐震診断士派遣実施要綱第8条第2項の規定に基づき報告します。

記

1 実施日	年 月 日
2 実施場所	足利市
3 実施結果	上部構造評点の最小値 ()
4 改修意向	<input type="checkbox"/> 耐震改修の実施を検討する (年度実施予定) <input type="checkbox"/> 建替えの実施を検討する (年度実施予定) <input type="checkbox"/> 実施しない
5 改修等を実施しない理由 ※上記で「実施しない」を選択した場合	